

1945年10月24日に発効した国連憲章は、その前文の中で、次のように謳っている。

われら連合国の人民は、われらの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い、基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認し、……一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上を促進すること、並びに、このために、……国際の平和及び安全を維持するためにわれらの力を合わせ、共同の利益の場合を除く外は武力を用いないことを……確保し、すべての人民の経済的及び社会的発達を促進するために国際機構を用いることを決意して、これらの目的を達成するために、われらの努力を結集することに決定した。

1946年11月3日に公布された日本国憲法も、国連憲章を踏まえて、前文の中で、次のように謳っている。

われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

1952年4月28日に発効したサンフランシスコ講和条約も、その前文で、次のように謳っている。

日本国としては、国際連合への加盟を申請し且つあらゆる場合に国際連合憲

章の原則を遵守し、世界人権宣言の目的を実現するために努力し、国際連合憲章第55条及び第56条に定められ且つ既に降伏後の日本国の法制によつて作られはじめた安定及び福祉の条件を日本国内に創造するために努力し、……連合国は、前項に掲げた日本国の意思を歓迎するので、よつて、連合国及び日本国は、この平和条約を締結することに決定……した。

しかし、このような歴史観の共有に基づく価値観の共有という世界的枠組みに対する私たちの現在の「思い」はどうだろうか。外国のマス・メディアから「第二次世界大戦での日本の敗北を顧みず、(平和憲法という)遺産の修正に専心した」(フランス・ルモンド紙)と論評されるような状況が顕在化しつつある。たとえば、自民党の憲法改正草案も、その前文の中で、次のように謳っている。

日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であつて、……先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し、今や国際社会において重要な地位を占めており、平和主義の下、諸外国との友好関係を増進し、世界の平和と繁栄に貢献する。……日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合つて国家を形成する。日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する。

このような「ガラバゴス化」は日本のいろいろな場面で散見される。刑事手続についても妥当するように思われる。法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」が2013年1月にとりまとめた「基本構想」が打ち出したのは、「捜査機関が十分にその責務を果たせるようにする手法を整備すること」(刑の減免制度、協議・合意制度及び刑事免責制度、通信傍受の対象犯罪の拡大等の具体的検討)、「公判廷に必要な証人が出頭して証言するとともに、被告人の供述を含め、真正な証拠が顕出されることの担保」(証人の勾引要件の緩和、証拠隠滅等の罪等の法定刑の引き上げ、被告人の虚偽供述に対する制裁を設けることなど)だったからである。

しかし、社会の国際化がますます進展する21世紀の世界にあつて、日本だけが「ガラバゴス化」に走ることが許されるのであろうか。答えはいうまでもな

かろう。刑事手続の面でも、国連憲章－日本国憲法－サンフランシスコ講和条約という世界的枠組みを客観的な尺度として、日本国憲法と乖離してきた現行刑事訴訟法の規定やその運用を見直し、世界的水準をクリアするものに改革していくことが必要ではないか。本書が編まれたのもこのような観点からである。日本国憲法が刑事手続について世界でも稀なほど詳細に規定しているのは、戦前の日本で国家による人権侵害が最も激しかった分野であり、今も国家による人権侵害が懸念される分野だからである。この歴史の教訓を生かすことは国内問題にとどまらず、世界的な公約でもある。子どもの未来は人類の未来であるが、私たちは子どもに未来を残す義務がある。同じく法律文化社から刊行された内田博文『刑事判例の史的展開』も同様の問題意識によるもので、本書と車の両輪をなしている。本書を読まれるにあたって併せて参照していただければ幸いである。

本書の刊行については、法律文化社の掛川直之氏に格別の助言、支援をいただいた。出版事情が厳しい折り、氏の尽力がなければ本書の刊行は難しかった。また、本書の企画、執筆に当っては、刑事弁護に詳しい福岡県弁護士会所属の古賀康紀弁護士、船木誠一郎弁護士から貴重な助言をいただいた。年表・裁判統計の作成については神戸学院大学法学部非常勤講師の大場史朗氏の尽力を得た。記して、格別の謝意を表したい。

2013年7月

執筆者を代表して 内田 博文